

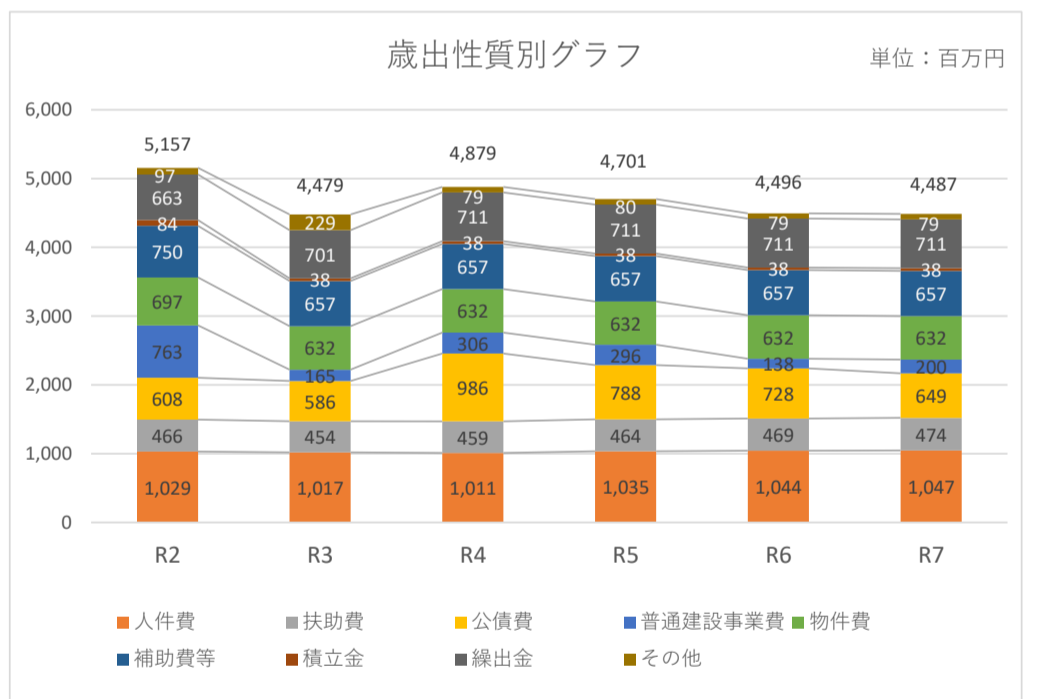
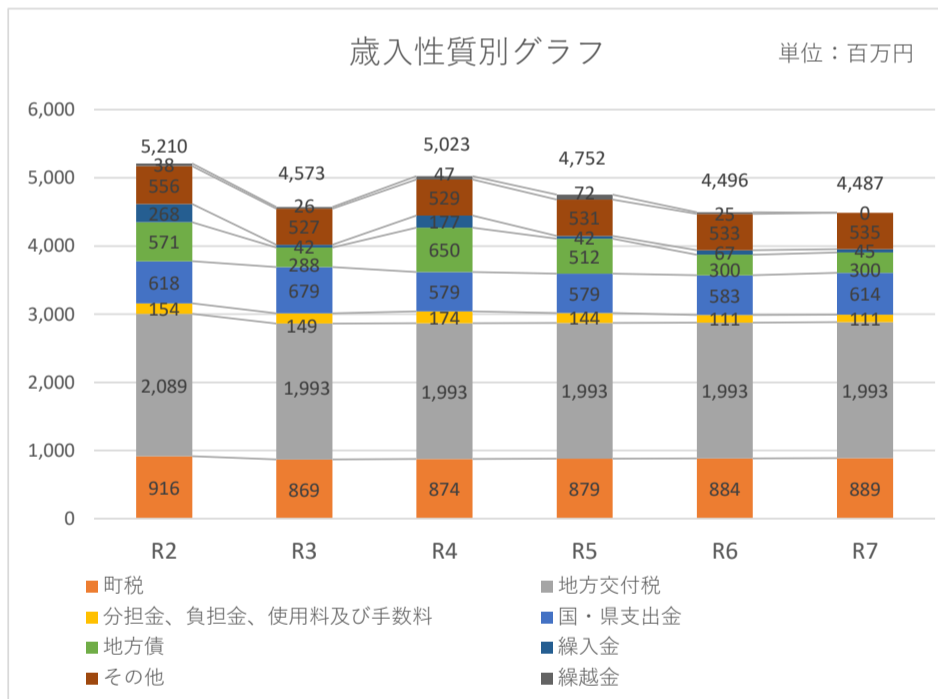
池田町 財政シミュレーション(R2~R7決算見込み)

(単位:百万円)

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	推計の考え方
歳入合計	5,210	4,573	5,023	4,752	4,496	4,487	<歳入のポイント>
町税	916	869	874	879	884	889	【町税】 ・新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、町民税(個人)はR2決算見込額の△8%
地方交付税	2,089	1,993	1,993	1,993	1,993	1,993	【地方交付税】 ・R3算定以降はR2国調人口を基礎数値とすることからR2決算見込額の△5%
分担金、負担金、使用料及び手数料	154	149	174	144	111	111	
国・県支出金	618	679	579	579	583	614	【国・県支出金】 ・R3では災害復旧に係る国庫負担金(100)、またR6、7には会染小大規模改修に係る国庫補助金(R6:4、R7:35)を新たに計上
地方債	571	288	650	512	300	300	【地方債】 ・R4借換債350(保育園建設分・臨財債) R5借換債112(臨財債) ・R6、7には会染小大規模改修に必要となる地方債を計上
うち臨時財政対策債以外	457	88	470	342	140	150	
うち臨時財政対策債	114	200	180	170	160	150	
繰入金	268	42	177	42	67	45	【繰入金】 ・R3~7の内訳…ふるさと応援基金(R3,R5~7:各40、R4:60)、スポーツ振興基金(R3~7:各1)、 ・新型コロナウイルス対策における利子補給基金(R3~R5:各1)、減債基金(R4:115)、財政調整基金(R6:26、R7:4) ・福祉基金繰入は当面見送り
その他(地方消費税交付金等)	556	527	529	531	533	535	
繰越金	38	26	47	72	25	0	
歳出合計	5,157	4,479	4,879	4,701	4,496	4,487	<歳出のポイント>
人件費	1,029	1,017	1,011	1,035	1,044	1,047	【人件費】 ・正規職員の退職者3人(R3末:2人、R6末:1人)の補充はしない ・育児休業復職者9人 ・R3~5(任期内)は特別職の給料削減
扶助費	466	454	459	464	469	474	
公債費	608	586	986	788	728	649	【普通建設事業】 ・R6、7には会染小大規模改修を新たに計上(総事業費(R6~10) 253)
普通建設事業費	763	165	306	296	138	200	
物件費	697	632	632	632	632	632	【積立金】 ・R3~7の内訳…ふるさと応援基金(R3~7:各36)、森林環境譲与税基金(R3~7:各2)
補助費等	750	657	657	657	657	657	
積立金	84	38	38	38	38	38	【その他】 ・R3に災害復旧費を計上(167)
繰出金	663	701	711	711	711	711	【全般】 ・R3当初予算要求や査定時の精査により削減した結果をR4以降のシミュレーションに反映し、防災・福祉・教育における分野の削減は最小限にとどめた
その他(維持補修費等)	97	229	79	80	79	79	
収 支	53	94	144	51	0	0	

【上記に含まれていないもの】

- ①会染西部ほ場整備創設非農用地の活用 ②保育園施設整備



- ①R4、5の歳入の地方債及び歳出の公債費の伸びは、利率見直しによる借換を行うため。(R4 350(保育園建設分・臨財債) R5 112(臨財債))
②地方債は、交付税措置のあるものが多くを占め、翌年度以降元利償還の一部が交付税に算入される。

【財政調整基金】

(単位:百万円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
前年度末基金残高(A)	442	330	357	404	476	476
繰入金(B)	150	0	0	0	26	4
決算剰余金積立(C)	38	27	47	72	26	0
年度末基金残高(A-B+C)	330	357	404	476	476	472

【会染小大規模改修工事(計画案)】

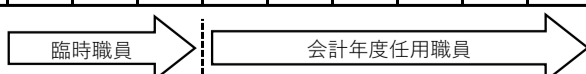
(単位:百万円)

	●事業費					
	R6	第I期 R7	第II期 R8	第III期 R9	第IV期 R10	計
設計	13	1	7	1	0	22
工事	0	102	53	47	24	226
監理	0	2	1	1	1	5
計	13	105	61	49	25	253

【職員数の推移】 ※年度当初の人数、R3以降は見込み

(単位:人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
正規職員	99	101	100	106	103	101	101	101	100
会計年度任用職員(臨時職員)	177	179	173	185	151	151	151	151	151
うち常勤	121	125	125	120	106	106	106	106	106
うち必要時随時	56	54	48	65	45	45	45	45	45
計	276	280	273	291	254	252	252	252	251



池田町の臨時職員は、国の制度改革により令和2年4月1日から会計年度任用職員となった。会計年度任用職員は手当等の拡充や昇給があり、臨時職員に比べ人件費増となっている。

●財源内訳

(単位:百万円)

	R6	R7	R8	R9	R10	計
国支出金(1/3補助)	4	35	20	16	8	83
地方債	7	63	36	29	15	150
一般財源	2	7	5	4	2	20
計	13	105	61	49	25	253

用語の説明

◆歳入

町税（地方税）	町民の皆さんや町内に事業所を持つ法人等に納めていただく税金。町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、（入湯税、都市計画税）がある。
地方交付税	国税の一定割合を、全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が市町村に交付するもの。地方交付税には、一般的な行政サービスを保証するための普通交付税と災害など特別の事情に応じて交付される特別交付税がある。
分担金及び負担金	町の行う事業により特定の利益を受ける方から、受ける利益を限度として徴収するもので、保育料などがある。
使用料及び手数料	使用料は公共施設などの利用の対価として支払っていただく料金で、バス使用料や町営住宅使用料などがある。手数料は町が特定の方に提供するサービスの対価として徴収するもので、住民票や印鑑証明、廃棄物処理手数料などがある。
国庫支出金	国が町に対して支出するもので、その目的、性格により国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類される。
県支出金	県が町に対して支出するもので、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類される。
地方債（町債）	資金調達のために1会計年度を越えて返還する必要がある借入金のこと。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債。その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額（標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額）に算入することとされ、町の財政運営に支障が生ずることのないよう措置される。
繰入金	一般会計、特別会計及び基金などの会計間の現金の移動のこと。他の会計から資金を受け入れる場合を「繰入」、他の会計に資金を提供する場合を「繰出」という。
繰越金	前年度決算の剰余金。

◆歳出

人件費	職員の給与や議員への報酬などの経費。
扶助費	生活保護法、児童福祉法等の法令に基づく扶助費の支給や町が単独で行う扶助のための経費。障害福祉サービス給付費、児童手当、就学援助費などがある。
公債費	地方債の元金や利子、一時借入金の利子を支払うための経費。
普通建設事業費	道路・橋りょう、学校など公共施設の新増設等の建設事業に要する経費。
物件費	旅費や備品購入費、委託料など消費的性質をもつ経費。
補助費等	町から他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的を達成するため交付される経費。講師謝金などの報償費や補助金や交付金などが該当する。
積立金	計画的な財政運営を行うために財政調整基金や、特定の目的を持つ基金に積み立てを行うための経費。
繰出金	一般会計と特別会計、特別会計相互間で資金運用をするための経費で、定額資金を運用するための基金に対する支出も含む。

◆基金関係

基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるもの。財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金がある。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財政の不均衡を調整するための基金。
減債基金	地方債の償還（返済）を計画的に行うための資金を積み立てる基金。
公共施設等整備基金	公共施設等の整備充実に充てるため積み立てる基金。
ふるさと応援基金	ふるさと納税を財源に積み立てる基金。
福祉基金	地域における福祉活動に関する事業、快適な生活環境の形成等に関する事業、その他福祉に関する事業に充てるため積み立てる基金。